事業主・事業主団体の方へ

令和8年10月
改訂版

人材開発に取り組む事業主を支援します！
「人材開発支援策」のご案内

厚生労働省では、人材開発に取り組む事業主・事業主団体の皆さまを支援するため、
さまざまな支援策を用意しています。従業員のキャリアアップを図る際は、
ぜひご活用ください。

従業員の**スキル向上**を図りたい	全般的な相談	**生産性向上人材育成支援センター** 在職者訓練（ハロートレーニング） 生産性向上支援訓練 テクノインストラクターの派遣など	P.2
	社外施設での訓練	**都道府県が実施する訓練** 認定職業訓練 在職者訓練（ハロートレーニング）	P.2〜3
	講師派遣	**ものづくりマイスターなど**	P.3
従業員の**キャリア形成**を促したい	会社で基盤を整備	**職業能力検定認定制度**	P.3
		職業能力評価基準	P4
	従業員自ら活用	**キャリア形成・リスキリング推進事業** キャリアコンサルティング セルフ・キャリアドック ジョブ・カード	P5
		教育訓練給付金	P6
		教育訓練休暇給付金	P7
会社の将来を担う若者を**採用・育成**したい		**ユースエール認定制度**	P7
助成金を活用して人材開発に取り組みたい		**人材開発支援助成金**	P.8〜9

厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク

LL081014開総02

生産性向上人材育成支援センター

全般的な相談　社外訓練

全国のポリテクセンター（職業能力開発促進センター）などに設置されている「生産性向上人材育成支援センター」では、主に中小企業を対象に、人材育成に関する相談支援から、課題に合わせた「人材育成プラン」の提案、職業訓練の実施まで、人材育成に必要な支援を一貫して行っています。
特に、中小企業等のDXに対応するための人材育成について、全ての生産性向上人材育成支援センターに「中小企業等DX人材育成支援コーナー」を設置し、相談支援を行っています。

主に下の3つのメニューで、生産性や技能・技術の向上を支援します。

高度な技能・技術の習得を支援（在職者訓練：ハロートレーニング）

「技能・技術などの向上」や「新たな製品づくり」といった企業の生産現場が抱える課題解決のために、「ものづくり分野」を中心に、設計・開発、加工・組立、工事・施工、設備保全などの実習を中心とした高度な訓練コースを体系的に実施しています。

訓練日数	概ね2～5日（12～30時間）
主な訓練分野	機械系／機械設計、機械加工、金属加工 居住系／建築計画、測定検査、設備保全 電気・電子系／制御システム設計、通信設備設計、電気設備工事

ハロトレくん



生産性向上に必要な知識等の習得を支援（生産性向上支援訓練）

中小企業等のDX化への対応や生産性向上に必要な知識等を習得するために、あらゆる産業分野で必要とされる「生産管理、IoT・クラウドの活用、組織マネジメント、マーケティング、データ活用」などのカリキュラムを、利用企業の課題に合わせてカスタマイズし、専門的な知見とノウハウを有する民間機関等を活用して実施しています。

訓練日数	概ね1～5日（4～30時間）
主な訓練分野	生産管理、品質保証・管理、組織マネジメント、生涯キャリア形成、 営業・販売、マーケティング、企画・価格、データ活用、情報発信、 倫理・セキュリティ



テクノインストラクター（職業訓練指導員）の派遣、施設・設備の貸出

「研修したいが講師がいない、機械を止められない、研修場所がない」などといった企業の要望に応じて、職業訓練指導員を企業に派遣することや、ポリテクセンター等の施設・設備（会議室、実習場および訓練用設備・機器）の貸し出しを行っています。



お問い合わせ・詳しい情報はこちらから

生産性向上人材育成支援センター　検索

都道府県が実施する訓練

社外訓練

都道府県知事の認定を受けた職業訓練施設、および都道府県立の職業能力開発施設でも、在職者向けの訓練を実施しています。

都道府県知事の認定を受けた職業訓練施設での訓練（認定職業訓練）

事業主等が雇用する従業員等に対して行う職業訓練のうち、職業能力開発促進法に定める教科、訓練期間、設備などの基準に合うものとして、都道府県知事が認定した訓練をいいます。

※中小企業が共同で訓練施設を運営している場合が多いです。



訓練期間	普通課程：原則として1年　短期課程：6か月以下
主な訓練科	建築、金属・機械加工、情報処理、和洋裁、調理　など

お問い合わせはこちらから

都道府県庁　人材開発主管課　検索

認定職業訓練について
詳しい情報はこちらから

都道府県が設置する職業訓練施設での訓練（在職者訓練：ハロートレーニング）

地域企業や地場産業の訓練ニーズに対応した、基礎的な訓練を実施しています。



訓練期間	概ね２～５日
主な訓練コース	機械・機器操作などの基礎的な取り扱いを習得させる訓練など 地域の人材ニーズを踏まえた基礎的な訓練 例：機械加工科、機械製図科、建築科、情報ビジネス科　など
地域の実情に応じた訓練コース	地場産業などで必要とされる人材を育成するための 地域の実情に応じた訓練 例：観光ビジネス科、陶磁器製造科、竹工芸繊維科、 自動車整備科　など

お問い合わせはこちらから
都道府県庁　人材開発主管課　検索

在職者訓練に関する
詳しい情報はこちらから

ものづくりマイスター　講師派遣

ニーズにあわせて最適な「ものづくりマイスター」を派遣します

中小企業・業界団体の若年技能者、工業高校の生徒等を対象に熟練技能者「ものづくりマイスター」（ものづくり分野等で1級技能士相当以上の指導経験豊富な熟練技能者）が実践的な実技指導を行います。



対象職種	製造・建設・IT系等131職種 （機械加工、建築大工、造園、和裁、塗装、Webデザインなど）
講習例	技能検定1・2級レベルの技能習得、 普通旋盤作業手順、機械加工の基礎、Webサイト製作　など

受講者の声

- 普通旋盤に初めて触れて、自分で作ることを実感した。作業中の音、切粉（きりこ）の量、作業速度、寸法測定や4S（整理・整頓・清掃・清潔）なども学び、自信が持てるようになった。
- これまで機械任せだった加工を自らの頭で考えるようになって対応力が向上した。基礎からの丁寧な指導で機械加工の全体を理解したことで工程全体や段取りまで理解が及ぶようになった。

詳しくはものづくりマイスターの
ウェブサイトをご覧ください

お問い合わせはこちら
都道府県地域技能振興コーナー　検索

職業能力検定認定制度（団体等検定制度・社内検定認定制度）　キャリア形成

「職業能力検定認定制度」で技能の見える化・標準化を実現！

社内検定認定制度は、個々の企業や団体がそこで働く労働者を対象に実施する社内検定のうち、一定の基準を果たすものを厚生労働大臣が認定する制度です。また、団体等検定制度は、雇用する労働者以外の方（求職者、学生、フリーランス等）も受検対象となるものです。ロゴマークを使って対外的にアピールもできますので、本制度を人材開発のためにご活用ください。

【ロゴマーク】

団体等検定　　認定社内検定

認定の効果

- 職業能力検定を実施することで、技能の見える化・標準化、従業員のモチベーションアップ、若手従業員の定着・新入社員の採用、地域産業復興に貢献等の効果が期待できます。

お問い合わせ・詳しい情報はこちら
団体等検定制度　検索

職業能力評価基準

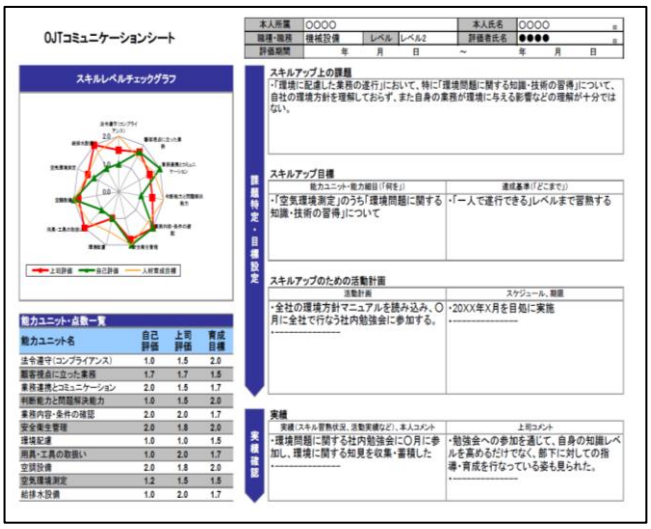
キャリア形成

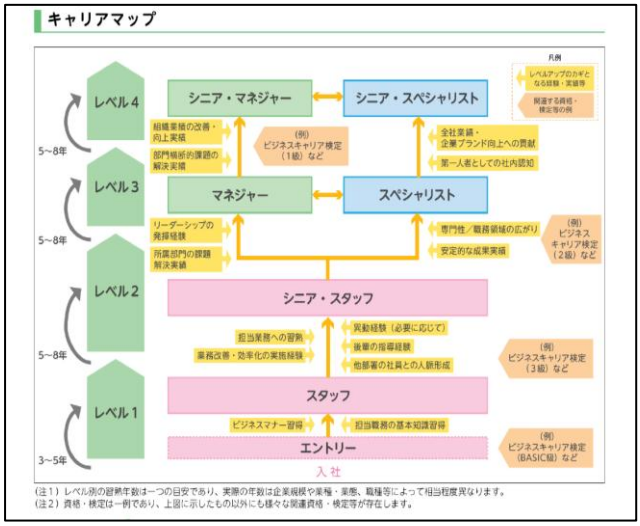
職業能力評価基準は、仕事に必要な「知識」「技術・技能」「成果につながる職務行動例」を見える化したものです。自社にカスタマイズすると、能力評価や人材育成に優れた効果を発揮します。

職業能力評価基準の活用方法を説明したテキストや動画をウェブサイトで公開しています

1. 実践的な人材育成

チェック形式の「職業能力評価シート」や、評価結果をグラフ化して育成面談で活用する「OJTコミュニケーションシート」を活用すると、従業員の能力レベルを把握して実践的な人材育成ができます。





2. キャリアパスを明確化

能力開発の標準的な道筋を示した「キャリアマップ」を活用すると、キャリアの道筋やレベルアップの目安となる年数、経験・実績、資格などを示して、従業員の成長意欲を高めることができます。

お問い合わせ・詳しい情報はこちらから

職業能力評価基準　検索

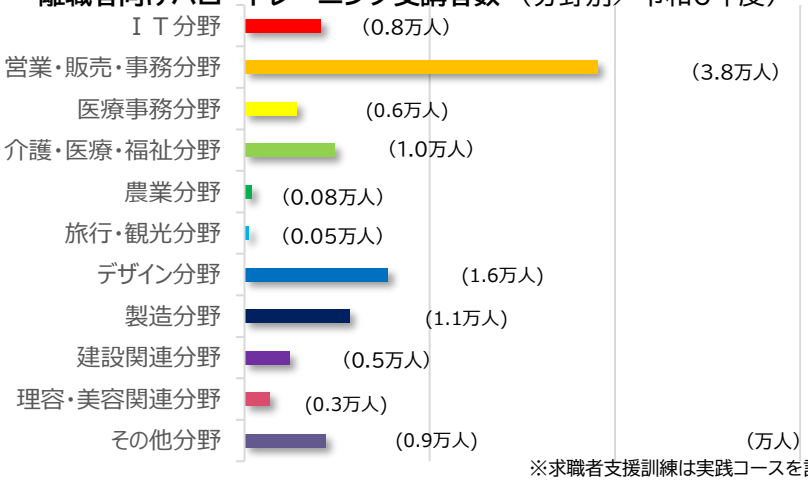
求人申し込みの際は、ハロートレーニング受講者の採用をご検討ください

ハロートレーニングは「公的職業訓練」（公共職業訓練・求職者支援訓練）の愛称です。
キャリアアップや希望する就職を実現するために必要な職業スキルや知識を習得することができる公的な訓練制度で、在職者向けの訓練や離職者向けの訓練等があります。

このうち、離職者向けの訓練について、令和６年度の公共職業訓練（離職者訓練）の受講者数は約9.0万人、求職者支援訓練の受講者数は約3.9万人で、訓練分野も多岐にわたります。
ハローワークで求人申し込みを行う際には、**ハロートレーニングを受講した方の採用**をご検討ください。

ハロートレーニング
急がば学べ

離職者向けハロートレーニング受講者数（分野別／令和6年度）



※求職者支援訓練は実践コースを計上



詳しい情報はこちらから

ハロトレ　検索

キャリア形成・リスキリング推進事業

企業と労働者に対しジョブ・カードを活用してさまざまなキャリア形成及びリスキリング支援を行います。このような従業員の自律的なキャリア形成及びリスキリングの支援を通じて、企業の組織活性化や生産性向上につなげていきます。

主に下の4つのメニューで、労働者等のキャリア形成を支援します。

- ●ジョブ・カードを活用した採用活動や従業員の人材育成等を実施する企業への支援
- ●ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の実施企業への支援
- ●セルフ・キャリアドック導入支援（相談支援・技術的支援、セミナー・研修等）
- ●労働者に対する専門的なキャリアコンサルティング機会の提供

お問い合わせ・詳しい情報はこちらから
キャリア形成・リスキリング推進事業　検索

キャリアコンサルティングとは

キャリアコンサルタント（国家資格）が、相談・助言を行います

キャリアコンサルタントは、キャリア形成や職業能力開発などに関する相談・助言（キャリアコンサルティング）を行う専門家で、平成２８年４月から国家資格になりました。

守秘義務などが課せられており、安心して仕事や職業に関する相談ができます。
キャリア形成・リスキリング相談コーナーでは、在職者の方個人がキャリアコンサルティングを受けることができます。

セルフ・キャリアドックとは

企業内でキャリアコンサルティング面談やキャリア研修などを組み合わせて実施することで、従業員の主体的なキャリア形成を支援します

セルフ・キャリアドックとは、企業がその人材育成ビジョン・方針に基づき、キャリアコンサルティング面談と多様なキャリア研修などを組み合わせて、体系的・定期的に従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取組（仕組み）です。

キャリア形成・リスキリング支援センターでは、セルフ・キャリアドックの導入を希望する企業に対する相談支援等を実施し、セルフ・キャリアドックの円滑な導入と取組の定着を支援します。

入社時や役職登用時、育児休業からの復職時など、効果的なタイミングで、従業員にキャリアコンサルティングを受ける機会を提供すると、従業員の職場定着や、働く意義の再認識、企業の生産性向上につながるといった効果が期待されます。

ジョブ・カードとは

「生涯を通じたキャリア・プランニング」と「職業能力証明」のためのツールです



・効果的な人材育成
ジョブ・カードを活用すると、従業員のキャリア形成上の課題を把握でき、効果的な能力開発を推進できます。

・採用活動
ジョブ・カードを応募書類として活用すると、書面や面接場面だけでは見えない本人の強みや人物の「立体像」を知ることができます 。
また、求職者本人のキャリア・プランが明確になり採用後のミスマッチの防止効果が期待できます。
なお、自社の従業員に対してジョブ・カードを活用した人材育成（雇用型訓練）を実施する事業主は、「人材開発支援助成金」を受給できる場合があります（P.８参照）。

詳しい情報はこちらから
ジョブ・カード　検　索

教育訓練給付金

キャリア形成

自ら費用を負担して主体的にキャリア形成に取り組む従業員への支援策です。
キャリア形成に積極的な従業員に、ぜひご紹介ください。

対象	雇用保険の被保険者※又は被保険者だった方で、一定の条件を満たす方が、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し、修了した場合 ※雇用保険の被保険者とは、一般被保険者および高年齢被保険者をいいます。 以下、このページにおいて同じです。
支給額	**一般教育訓練** 従業員が教育訓練施設に支払った経費の20%に相当する額（上限10万円）
	特定一般教育訓練 ① 従業員が教育訓練施設に支払った経費の40%に相当する額（上限20万円） ② 教育訓練を修了し、1年以内に資格取得などをした場合は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の10%を追加給付（上限5万円） ①と②の合計は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の50%に相当する額（上限25万円） ※受講開始前に訓練対応キャリアコンサルタントが作成支援したジョブ・カードを添付して事前の手続きを行う必要があります。
	専門実践教育訓練 ① 従業員が教育訓練施設に支払った経費の50%に相当する額（年間上限40万円） ② 教育訓練を修了し、1年以内に資格取得などをした場合は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の20%を追加給付（年間上限16万円） ③ ②の要件に加え、訓練前後で賃金が5%以上上昇した場合は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の10%を追加給付（年間上限8万円） ①②③の合計は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の80%に相当する額（年間上限64万円） ※ただし、法令上最短4年の専門実践教育訓練を受講する者は、別途定めがあります。 ※受講開始前に訓練対応キャリアコンサルタントが作成支援したジョブ・カードを添付して事前の手続きを行う必要があります。

- 自社の従業員が特定一般教育訓練および専門実践教育訓練を受講することを支援する事業主は、**「人材開発支援助成金」を受給できる場合があります**（P.8参照）。
- 一般教育訓練、特定一般教育訓練と専門実践教育訓練の指定講座は、お近くのハローワークまたは以下のウェブサイトで確認できます。

詳しい情報はこちらから
教育訓練給付金　検索システム　検索

お問い合わせはこちらから
厚生労働省　ハローワーク　検索

教育訓練休暇給付金

キャリア形成

労働者が離職することなく教育訓練に専念するため、自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、基本手当に相当する給付として賃金の一定割合を支給することで、訓練・休暇期間中の生活費を保障する制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者が、就業規則等に基づき連続した30日以上の無給の教育訓練休暇を取得する場合、教育訓練休暇給付金の支給が受けられます。

キャリア形成に積極的な従業員に、ぜひご紹介ください。

項目	内容
対象者	雇用保険の一般被保険者（在職者）
支給のタイミング	教育訓練休暇の開始日から起算して30日ごと、ハローワークで認定を受けた後に支給
給付額	離職した場合の基本手当（いわゆる失業手当）と同じ日額（賃金や年齢に応じて決定され、上限・下限あり）
給付日数	雇用保険の被保険者であった期間（加入期間）に応じて、最大150日

加入期間	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
所定給付日数	90日	120日	150日

お問合せは最寄りのハローワークへ

ハローワーク　所在地　検索

支給要件等の詳しい情報はこちらから

教育訓練休暇給付金　検索

ユースエール認定制度

若者の採用・育成

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度です。

認定基準をクリアし、ユースエール認定企業になることで、以下の効果が期待されます。

1. 学卒者などの若者の応募が増える！
2. 社員が自社の雇用環境の良さを認識し、定着率が向上する！
3. 地元メディアなどに「雇用管理のよい優良企業」として注目される！

この他にも、**公共調達における加点評価**や、**日本政策金融公庫の低利融資**などのメリットがあります。

認定マーク

お問い合わせ・申請書類提出先は都道府県労働局またはハローワークへ

認定基準等の詳しい情報はこちらから

若者雇用促進総合サイト　検索

人材開発支援助成金

事業主向け助成金

事業主等が雇用する労働者に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等の制度を導入し、その制度を労働者に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

人材育成支援コース

〇人材育成訓練

10時間以上のOFF-JTによる訓練を行った事業主等に対して助成。

〇認定実習併用職業訓練

新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った事業主に対して助成。

〇有期実習型訓練

有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った事業主に対して助成。

〇中高年齢者実習型訓練

中高年齢者が実践的なスキルを習得するために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った事業主に対して助成

教育訓練休暇等付与コース

〇教育訓練休暇制度

3年間に5日以上の取得が可能な有給の教育訓練休暇制度（※）を導入し、実際に適用した事業主に助成。

※　労働基準法第39条の規定による年次有給休暇を除く。

人への投資促進コース

〇高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練

高度デジタル人材の育成のための訓練や、海外を含む大学院での訓練を行った事業主に対して助成。

〇情報技術分野認定実習併用職業訓練

IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った事業主に対して助成。

〇定額制訓練

労働者の多様な訓練の選択・実施を可能とするサブスクリプション型の研修サービスを利用して訓練を行った事業主に対して助成。

〇自発的職業能力開発訓練

労働者が自発的に受講した職業訓練費用を負担する事業主に対して助成。

〇長期教育訓練休暇制度

30日以上の長期教育訓練休暇の取得が可能な制度を導入し、実際に適用した事業主に助成。

〇教育訓練短時間勤務等制度

30回以上の所定労働時間の短縮及び所定外労働時間の免除が可能な制度を導入し、実際に適用した事業主に助成。

事業展開等リスキリング支援コース

企業内における新規事業の立ち上げなどの事業展開等に伴い、事業主が新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練を行った事業主に対して助成。

※ キャリアアップ助成金正社員化コースでは、人材開発支援助成金の特定の訓練を修了後に正社員転換した場合に、助成額を増額しています。 詳しくは「キャリアアップ助成金　厚生労働省」で検索してください。

キャリアアップ助成金とは、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換や処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成をするものです。

人材開発支援助成金

事業主向け助成金

（）内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練等		賃金助成額（1人1時間当たり）	賃金助成額（1人1時間当たり）賃金要件等を満たす場合※1	経費助成率	経費助成率 賃金要件等を満たす場合※1	新規採用助成・職務代行助成 ※2※6	OJT実施助成額（1人1コース当たり）	OJT実施助成額（1人1コース当たり）賃金要件等を満たす場合※1	設備投資加算※3
人材育成支援コース	人材育成訓練	800円（400円）	1,000円（500円）	正規：45%（30%） 非正規：70%	正規：60%（45%） 非正規：85%	－	－	－	－
	認定実習併用職業訓練			45%（30%）	60%（45%）		20万円（11万円）	25万円（14万円）	
	有期実習型訓練※4			75%	100%		10万円（9万円）	13万円（12万円）	
	中高年齢者実習型訓練			60%（45%）	75%（60%）				
教育訓練休暇等付与コース		－	－	30万円	36万円	－	－	－	－
人への投資促進コース 令和4年4月～※8	高度デジタル人材訓練	1,000円（500円）	－	75%（60%）	－	－	－	－	－
	成長分野等人材訓練	1,000円※5	－	75%	－	－	－	－	
	情報技術分野認定実習併用職業訓練	800円（400円）	1,000円（500円）	60%（45%）	75%（60%）	－	20万円（11万円）	25万円（14万円）	
	定額制訓練	－	－	60%（45%）	75%（60%）	－	－	－	
	自発的職業能力開発訓練	－	－	45%	60%	－	－	－	
	長期教育訓練休暇制度	1,000円※6（800円）	－※6（1,000円）	20万円	24万円	新規採用助成※7：27、45、67.5万円 職務代行助成：75%	－	－	
	教育訓練短時間勤務等制度	－	－	20万円	24万円	－	－	－	
事業展開等リスキリング支援 コース 令和4年12月～※8		1,000円（500円）	－	75%（60%）	－	－	－	－	導入費用50%

※1 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して 当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に助成率等を加算

※2 休暇取得者に代わって業務を行った職員に対して職務代行手当を支払った場合や新規雇用または派遣受入をした場合に助成（中小企業のみ対象）

※3 訓練終了後、実技の訓練等で実際に使用した機器・設備等と同種であって、事業展開等に資する機器・設備等を購入し、訓練受講者全員の賃金を一定割合引き上げた場合に助成（中小企業のみ対象）（事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練に限る）

※4 正社員化した場合に助成　※5 国内の大学院を利用した場合に助成　※6 有給休暇の場合のみ助成

※7 休暇取得期間に応じて助成額が異なる　※8 令和8年度末までの時限措置

お問い合わせは都道府県労働局へ

詳しい情報はこちらから

人材開発支援助成金　厚生労働省　検索

【参考】職業訓練サービスガイドライン関連事業　民間教育訓練機関

民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドラインとは

厚生労働省が策定した職業訓練の質の確保・向上に向けた取組のポイントを示したガイドラインです。
企業で実施されている研修や教育訓練において、その成果や改善点が十分に検証できていないケースが見受けられます。本ガイドラインにより、外部研修を活用する企業においても質の高い職業訓練サービスを選択する際の参考となるほか、より効果的な人材育成を進めるための視点を得ることができます。

職業訓練サービスガイドライン研修

職業訓練サービスガイドラインに基づく質の高い職業訓練サービスの提供に向けて、訓練の企画・実施・評価・改善などの実務について学ぶことができる研修です。民間教育訓練機関で職業訓練に携わる方を対象に、ガイドラインの考え方や具体的な取組事例を紹介しています。

研修内容	eラーニング学習	受　講　料	4,000円（税込）
対　象　者	訓練運営責任者、施設責任者、講師、就職支援担当者、事務担当者など		

職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定制度

職業訓練サービスガイドラインに基づく取組について、一定の基準に基づく審査を行い、要件を満たした民間教育訓練機関の事業所を認定する制度です。利用者や企業が職業訓練サービスを選択する際の目安となるほか、事業所の継続的なサービス品質向上につながることが期待されています。

○ 認定制度の対象となる事業所
　職業訓練サービスの質の向上に取り組む民間教育訓練機関
○ 認定マーク
　適合段階に応じて「ゴールド」「シルバー」「ブロンズ」の3段階で認定



お問い合わせ・詳しい情報はこちらから

職業訓練サービスガイドライン　検索